

4 練福介第 6225 号  
令和 5 年 2 月 28 日

区内指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様  
区内指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様  
区内指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

介護・医療連携推進会議および運営推進会議を活用した評価の実施等について（通知）

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。以下同じ。）および指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 58 号。以下「条例」という。）および練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 59 号。以下「予防条例」という。）に定める介護・医療連携推進会議および運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）に報告した上で公表することが求められています。

つきましては、下記のとおり、評価の実施方法等について通知しますので、実施のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 根拠規程

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

条例第 25 条第 2 項（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### (2) 小規模多機能型居宅介護

条例第 93 条第 2 項（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護

予防条例第 67 条第 2 項（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多

機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### (4) 看護小規模多機能型居宅介護

条例第 198 条第 2 項（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

## 2 評価の実施方法について

各事業所は、3 に掲げるサービスごとの様式を活用し、自己評価を行った後に、運営推進会議等に結果を報告し、評価を受けます。

### 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

#### ロ 介護・医療連携推進会議における評価について

- (1) 介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、区職員、地域住民等の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。
- (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、区職員または地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・利用連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。

### 二 小規模多機能型居宅介護

#### イ 自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。
- (2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りと

して行う自己評価（事業所自己評価）により構成されます。

① スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業員が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、条例により配置が義務づけられている全ての従業員が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことができなかった従業員がいた場合に、直ちに条例に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体ミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業員が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業員は、可能な限り参加に努めてください。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、区職員、地域住民等の第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、区職員または地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。

三 看護小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者（条例第 193 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）および指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者（以下「従業者等」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。
- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての

従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成されます。

① 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、全ての従業者等が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことができなかった従業者等がいた場合に、直ちに条例に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めてください。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、区職員、地域住民等の第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、区職員または地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。

3 様式等について

- (1) 自己評価および運営推進会議等を活用した評価は、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施してください。
- (2) 自己評価および運営推進会議等を活用した評価は、サービスの改善および質の向上に資する適切な手法により行ってください。

なお、評価に使用する様式は、以下のとおりとします。

(サービスごとの様式)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 自己評価・外部評価 評価表・・・別紙 1
- 小規模多機能型居宅介護
  - ・ スタッフ個別評価・・・・・・・・別紙 2-1
  - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 2-2
  - ・ 地域からの評価・・・・・・・・別紙 2-3
  - ・ サービス評価総括表・・・・・・・・別紙 2-4
- 看護小規模多機能型居宅介護
  - ・ 従業者等自己評価・・・・・・・・別紙 3-1
  - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 3-2
  - ・ 運営推進会議における評価・・・別紙 3-3

#### 4 結果の公表について

(1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければなりません。

なお、公表にあたっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙 1 を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 2-2 および別紙 2-4 を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 3-3 を公表してください。

(2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者およびその家族に対して手交もしくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

(3) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、区の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口においても閲覧に供するため、「自己評価・外部評価 結果報告書」とともに下記担当および所管の地域包括支援センターに提出してください。

#### 5 様式等のダウンロード

外部評価の概要、各種様式、結果報告書等は、練馬区介護保険課のホームページからダウンロードできます。

【区ホームページのダウンロード先】

トップページ > 保健・福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 地域密着型サービス関係 > 地域密着型サービスの運営推進会議等を活用した評価について

#### 6 その他

(1) 運営推進会議等を活用した評価を実施する際は、会議を単独開催で行うこととされています。そのため、併設事業所を含め、他の地域密着型サービス事業所と会議を合同で開催することは認められません。

なお、外部評価を行わない通常の運営推進会議等における合同開催に関しては、「練馬区地域密着型サービス実施指針」等に記載の要件を満たしたうえで、可能であることを念のため申し添えます。

(2) 本通知をもって、練馬区より発出した「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第58号)(以下「条例」という。)等に定める介護・医療連携推進会議および運営推進会議を活用した評価の実施等について(通知)」(平成27年9月25日練福介第3298号)は、廃止とします。

7 問合せ先(担当)

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 事業者運営推進係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 東庁舎4階

電話：03-5984-4589 ファクシミリ：03-3993-6362

電子メール：KAIG002@city.nerima.tokyo.jp